**児童保護の方針**

1. **目的**

帝京学園では、生徒の安全と福祉を最優先と考えています。生徒一人ひとりを理解し、安全で、思いやりのある環境の中で生徒が学習することができるようにするのが我々の役割だと考えています。児童保護に関しては、バッキンガムシャー（適切な場合は、該当する生徒の州）の児童安全保護局と、英国教育省の指針に従って行われます。Working Together to Safeguard Children and Keeping Children Safe in Education (KCSIE): <https://www.gov.uk/government/publications/keeping-children-safe-in-education> (KCSIE, 2016 and Annexe A) 参照。この方針は、学園全体に適応されます。

すべての教職員には、生徒の福祉を守る義務があります。そのため、この方針を理解し、準拠する必要があります。これには、保護を必要としている生徒と、危害が加わるリスクがある生徒と両方が含まれます。すべての教職員は、少なくともKCIEの第一部を読む必要があります。児童安全保護に関する事件は、いつでもどこでも起こる可能性があることを理解し、細心の注意を払う必要があります。

1. **児童保護とは**

２０１４年４月にNSPCCより発行された「虐待の兆候」([www.nspcc.org.uk/signsofabuse](http://www.nspcc.org.uk/signsofabuse)) を参照して、虐待の兆候に対する意識を高めて下さい。同様に、KCSIEの虐待の定義も参照して下さい。(<https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/372753/Keeping_children_safe_in_education.pdf>).

1. **その他の安全保護問題について**

学園では薬物服用、アルコール乱用、不登校、女性に対する暴力、セクスティング（性的なテキストメッセージ）などの行為に関連した、生徒に対する危険性を理解しています。学生間の虐待は本方針に従って管理され、いじめ事件も児童保護問題として扱われます。

1. **学生の希望**

安全保護の懸念がある場合は、学生の希望や感情を考慮した上で、学園が行う対応を決めます。その際、学生・保護者・養護教諭・カウンセラーと相談します。学園はその学生にとって最善の利益のために尽くします。

1. **透明性**

帝京学園では、尊重と相互の寛容を重視しています。保護者には、学園を支持するという大切な役割があります。この方針と、その他児童保護に関する学園方針は学園のウエブに載っています。学園に関する悩みや、問題がある場合には、学園に相談して下さい。児童虐待や、生徒の福祉に関する問題は、この方針に従って取り扱われます。その際、オープンなコミュニケーションが不可欠となります。

1. **寄宿学校の問題**

寄宿学校にはNational Minimum Standards に定められた、安全保護のための追加要因があります。例えば、学生間の不適切な交際、新入生に対する悪しき慣習、学生間の虐待などがあり、特に男女の不均衡がある場合には警戒が必要です。

1. **安全な雇用について**

学園での雇用は、英国政府による安全な雇用と子供と関わる仕事をする人の雇用についての勧告と、英国私学教育基準規則に常に従って行います。

英国教育省より発行されたKCSIEの第三部の指導に従い、生徒に危害を加えるリスクがある人の雇用を未然に防ぎます。子供と関わる仕事をする人を雇用する際、安全性を確認する法的責任があります。必要最低限以上の審査が必要かどうかは、雇用者が判断します。学園にボランティアで来る人にも、適切な監視が必要です。

必要な場合、児童保護責任者 (DSL) が外部機関と連携して問題に対応します。

KCSIEによって指導のある安全な雇用方針の一環として、講師・臨時講師・パートの職員・コーチなどを含むすべての教職員は、新任する前に法的な児童保護審査を受ける必要があります。ほとんどの場合は、高度のDBS審査と「除名者リスト」審査が適切です。新任する前か、新任してから出来るだけ早くDBS証明書を取得する必要があります。求職者がDBSに登録済みで、許可した場合には、オンラインのDBS更新サービスで審査を行うことができます。

DBS審査に加え、すべての教員は英国国務長官によって教員から除名されていないかを審査します。

定期的に学期中に出入りするすべての理事・ボランティア・請負業者も同様にDBS審査が必要です。学園以外の組織の雇用者が学園の学生と学園内外で関わって仕事をする場合は、その組織から児童保護審査と手順の確証が提出されます。

既存の教職員に対して、子供に関わる仕事をする適合性の懸念がある場合は、関連審査を新教職員同様に行います。

この方針は、児童保護担当理事によって毎年見直されます。また、詳細については学園の「雇用方針と新任研修」を参照してください。

1. **児童保護に関する意識を高める**

笹山理事が児童保護担当の理事です。児童保護担当理事には、校長やその他の理事に対して児童保護に関する申し立てがあった場合、地方自治体と連絡する役割があります。日々の児童保護問題は校長かDSLが取り扱いますが、児童保護担当理事には毎年児童保護方針や手順を見直す責任があります。

理事には以下の責任があります。

* 児童保護手順の効率と、児童保護の義務が果たされているかを見直す。
* 児童保護に関する欠陥や弱点が直ちに改善されていることを保証する。
* 規制の変更や、関連勧告によって行われた児童保護に関する手順変更の承認をする。

学園は、生徒への危害が加わるのを防ぐ重要な役割があると認識しています。信頼できる大人と学園関係者との間で良いコミュニケーションをとり、生徒保護に対する意識を高めることによって、生徒へ加わる危害を未然に防ぎます。これには、生徒の精神的な福祉も含み、過激派によって影響されやすい生徒や、過激派の理論にさらされている生徒を認識・保護する役割が学園にあることも認識しています。

1. **安全保護責任者 (DSL)**

谷地舘教諭が学園の安全保護責任者 (DSL) です。DSLは責任者としての役割の理解と、外部機関との連携のための適切な研修を受けています。谷地舘教諭は学園の管理職の一人です。事務長のディーン・シンプソンが副DSLです。DSLと副DSLは、最善の児童保護方法に精通するため、児童保護機関による研修を２年に一回受けています。DSLと副DSLの安全保護に関する責任と役割の職務記述書があります。DSLの責任は、すべての教職員が学園の児童保護方針と手続きを理解し、認識することです。また、教職員の児童保護に関する研修が英国教育省によって発行されたKCSIE (Keeping Children Safe in Education) の指導条件を満たしていることです。

DSLと副DSLは、いつでも連絡を受けることができるようにしておく必要があります。

またDSL、はバッキンガムシャーの児童保護局と密接に連結し、児童保護に関する問題を少なくとも１年に一回理事に報告します。

DSLは、必要な場合、地方自治体と連絡をとり、Working Together to Safeguard Children (2015) に従って外部機関と協力し、方策会議に出席します。また、関連機関に専門知識・助言・指示を求め、インターネットやソーシャルメディアによる精神的・理知的を含むすべての危害から生徒を守ります。

DSLは、過激派問題を含む絶えず変化する安全保護に関する問題の集中研修を受け、それに対する法律や指導の理解を深めます。

学園の児童保護に関する記録は、その他の生徒記録とは別に校長室で安全に保管されます。児童保護に関する記録は、DSLと校長しかアクセスできません。

1. **新任研修を含む研修について**

講師・臨時講師・学園訪問者・契約社員を含む、すべての新入教職員は、適切な新任研修を受ける必要があります。新任研修には、児童虐待・いじめ・過激派に影響されやすい生徒に対する責任の理解と、その記録手順、疑念があった場合はDSLか校長に報告する義務、必要な場合にはバッキンガムシャーの安全保護局(<http://www.bucks-lscb.org.uk/concerned-about-child/>) に連絡する義務などが含まれます。児童保護の研修は、新任の理事やボランティアも受けます。校長と、すべての教職員は、バッキンガムシャーの安全保護局の指示に従い、定期的に復習研修を受けます。DSLは２年に一回研修を受けます。児童保護の研修は新任研修の大切な一部です。詳細は「雇用方針と新任研修」(Recruitment Policy & Staff Induction)に記載されています。研修には、学園の「児童保護の方針」、「教職員の行動模範と学生とのコミュニケーションに関する方針」、「内部告発の方針」の見直し、テロに引き込まれるリスクのある生徒の認識、DSLが誰であるかの理解、KCSIEの第一部などが含まれます。また、研修には児童の性的搾取、強制結婚や女性器切除の知識も含みます。教職員は、これらの慣例の兆候、症状および指標を理解し、そのような疑いがあった場合は直ちに行動を取る必要があります。

すべての新しい教職員はKCSIEの第一部と関連した学園方針を読み、読んでいることを確認するために署名しなければなりません。

1. **教職員の義務**

何らかの理由で、子供と関わる仕事をしてはいけない場合は、直ちに学園に報告します。これには、児童保護不適格者とされた教職員または、その「関係者」（関連した未消滅の警告あるいは刑事上の有罪者の同居人と、その世帯に雇われている人）も含まれます。関連犯罪のリストは以下を参照。<https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/384712/DBS_referrals_guide_-_relevant_offences_v2.4.pdf>)

また、「関係者」には２００６年の児童保護法によって子供と関わる仕事の不適格者の同居人、または不適格者を自分の世帯で雇用した場合も含みます。

学園は、児童保護に対する責任を重視しています。したがって、子供と関わる仕事の適格性が問われる教職員がいる場合は、直ちに学園に報告する必要があります。これらには、有罪判決、その他各種法的処分が含まれます。また、同居人やその世帯の雇用人が子供と関わる仕事の不適格者とされた場合も学園に直ちに報告します。

子供と関わる仕事の不適格者として登録されている人とその「関係者」は、Ofstedに登録の放棄を申し込むことができます。登録の放棄が確認されるまで、その地域で働いたり、子供に関する施設の経営に携わったりすることができません。詳細については、校長に相談して下さい。

学園には、危害が加わる可能性のある生徒に安定した環境を提供し、サポートする重要な役割があると考えています。また、学生は無防備で、他人に利用されやすいことも認識しています。教職員は、過激派の影響を受けやすい生徒の兆候に注意する必要があります。

教職員は、安全保護に細かく注意を払う体制を整える必要があります。これには、過激派の影響などによる学生の態度の変化への警戒も含まれます。

また、学園の出席率を監視し、不規則な出席について懸念がある場合は直ちに保護者に連絡し対処します。

1. **過激化の防止**

学園の重要な役割は、学生をサポートすることであることを理解し、危害が加わる可能性のある学生にとって、学園が安定性を提供していることを認識する必要があります。学生は脆弱であり、他人によって利用されることがあることを理解します。教職員は学生の過激教化に対する脆弱性および、感受性の兆候に警戒する必要があります。

1. **外部講演者**

学園には、外部講演者の監視と講演内容が適切であるための明確な手順があります。学園の責任は、学生が受け取った情報を自分自身の価値に基づいて評論的に判断することができ、その情報が学園の気風と価値、そして英国の価値に基づいていてあることです。

1. **障害者と、特殊教育ニーズ**

SENDの学生は、虐待の兆候を外面に示さない可能性や、虐待やネグレクトに関するコミュニケーションが難しい場合もあります。教職員は、そのような学生が懸念を表現することができるようにサポートをし、彼らの虐待の兆候を特に警戒し、必要に応じてDSLに相談します。

1. **オンラインの安全性**

学園は以下のことを確認します。

* 学生が安全にオンライン使用できるように、適切なフィルタ、および監視システムを整備する。それらのシステムは、学生が違法・不適切・有害な情報にさらされるリスク、危害を加える他人とオンライン交信するリスク、危害を加える可能性、またはその要因を削減することが目的である。
* 学生にオンラインを含めた、安全保護について指導する。
* 学生のインターネットアクセス時間を制限する。
1. **児童保護についての申し立ての手順**

学園では、学生の安全保護を優先と考え、危害が加わる可能性のある生徒の認識と対応が学園の重要な役割だと認識しています。すべての教職員は、児童保護に関する自分の役割を理解し、学生の福祉を促進します。教職員は、子供が弱者であることを理解する必要があります。

講師・臨時講師・学園訪問者・契約社員・ボランティアを含む学園で働くすべての教職員は、実際に行われた、または行われた疑いのある児童虐待・ネグレクトをDSLに報告する必要があります。これには、学生の間での虐待も含まれます。重大な危害が生徒に加わる場合は、外部機関に報告されます。寮のある学校では、生徒が特に無防備であることを理解し、学生間の交際関係、学生による虐待に注意する必要があります。

不明点がある場合は、必ずSDLに相談します。緊急事態や、適切な処置が取られていない懸念などがある場合は、直接生徒の児童保護局に相談します。

DSLは安全保護に関する問題を校長に報告します。生徒が苦痛を感じている疑いがある場合、または重大な危害を受ける可能性がある場合は、直ちに児童保護局に報告します。学園を管轄している地方自治体は、バッキンガムシャー安全保護局です。帝京学園の関連連絡先は以下です。

**外部組織連絡先:**

生徒の安全に関係する場合の連絡先:

* バッキンガムシャー児童保護局のウエブサイト: <http://www.bucks-lscb.org.uk/about-the-bscb/>
* バッキンガムシャー児童保護対応チーム: 電話0845 4600001、 01296 383962 Eメール: cypfirstresponse@buckscc.gov.uk
* 児童保護対応チーム緊急電話番号（勤務時間外）: 0800 999 7677
* LADO (地方自治体指定責任者): 01296 382070.
* 警察(緊急の場合): 999
* 警察(緊急でない場合): 101
* OFSTED 安全保護: 08456 404046 (月～金、午前８時から午後６時まで)

Eメール: Whistleblowing@ofsted.gov.uk

**その他の連絡先:**

Disclosure and Barring Service
PO Box 181, Darlington, DL1 9FA
Tel: 01325 953795

National College for Teaching and Leadership
Tel: 0345 609 0009

文部科学省

<http://www.mext.go.jp/mail/index.html>

1. **児童虐待の開示と申立ての手続きについて**

虐待の申立ては、教職員・ボランティア・理事、学生・保護者・その他の学園関係者に対して行うことができます。

教職員に対する申立ては、KCSIEの第四部の法的指導に従って取り扱われます。

虐待の申立てや、虐待が行われていることが分かった場合、その教職員は生徒の話を聞き、会話内容を記録します。その際、内容を探ったり、生徒が言ったことを違ったように解釈してはいけません。

虐待の申立てが生徒から直接あった場合、生徒が言っている内容の明確化のため以外の質問をしてはいけません。誘導質問は避けます。不適切な機密性を保障してはいけません。代わりに、適切な責任のある人物に内密に報告されることを生徒に伝えます。

申立てを受けた教職員は正確な記録を文書化し、DSLに直ちに報告します。その後早期解決のため、申立てを受けてから２４時間以内に地方自治体指定責任者 (LADO) に報告します。DSLがLADOに報告して指示を仰ぎ、必要な場合にはOfstedに報告します。

DSLに対しての申立てがあった場合は、校長に報告し、副DSLがDSLの役割を果たします。校長もしくは理事に対して申立てがあった場合には、校長に連絡をせずに児童保護担当理事に報告します。その際、LADOに報告するのは児童保護担当理事の責任です。

虐待の申立て・疑惑、生徒が苦痛を感じている疑い、生徒に危害が加わる可能性がある場合には、校長/DSLもしくは、児童保護担当理事が２４時間以内にLADOに報告します。

虐待か明らかでない場合は、LADOに関係者の名前を明かさずに報告し、虐待に値するかの判断を仰ぎます。LADOと校長/DSL（もしくは児童保護担当理事）は、その後の手順を決めます。これには、保護者に連絡したり、警察を呼んだりする場合も含まれます。

申立てが教職員・ボランティア・他の生徒に対して行われた場合は、通常、LADOの指示によって行われた初期調査後すぐに告知されます。すべての行動においてLADOの指示に従います。通常、教職員を一人指名して、その人を通して申立てがあった人に今後の手順や進捗状況を報告します。

申立て調査の結果は、実証される（証明する証拠が十分か、反証する証拠が十分な場合）、実証されない（証明する証拠が不十分か、反証する証拠が不十分な場合）、間違い（反証する証拠が十分な場合）か、悪意（反証する証拠が十分で、悪質な偽りがある場合）のいずれかに判断されます。悪意で申立てがあった場合、申立てがあった教職員の人事記録に調査内容は保管されません。それ以外の場合は、調査報告書が英国教育省の指示に従ってその教職員の人事記録に保管されます。

LADOもしくは、その他の法的児童保護機関がそれ以上の調査が必要と判断した場合、その教職員が停職処分になることもあります。停職処分が正当である理由が記録され、その内容がその教職員に伝えられます。教職員の場合は、学園の「規律と不平に関する行動規約」に従って処分が行われます。学園に住む教職員が児童保護に関する調査中に停職処分となる場合は、学生から離れた場所に適切な住居を用意する必要があります。学生に対しての申立てをLADOもしくは、その他の法的児童保護機関がそれ以上の調査が必要とした場合、LADOと相談して、学園の「生活指導・賞賛・懲戒に関する方針」に従って処分が行われます。

調査の間、どのような情報を保護者・教職員・他の生徒に提供し、マスコミに対応するかをLADOと相談して決めます。その際、２０１１年の教育法とKCSIEに従い、学生から申立てを受けた教職員の身元を公表しないよう考慮します。

調査に関与した生徒は、適切なケアを受けます。

**外部機関への報告**

学園では、DBSの指示・手順と、２００6年と２００９年の弱者安全保護法に従って告発や除名の判断を行います。子供に危害を加えた人、また危害を加える危険のある人、リストにある犯罪を犯した可能性がある人、学校から解雇された人（有給・無給とも）、解雇される前に退職した人を、LADOとは別に、学園にはDBSに告発する法的義務があります。

帝京学園では、子供と関わる仕事に不適切という理由で解雇・退職/退学した人（雇用者・請負業者・ボランティア・生徒に関係なく）は、すぐに告発します。これには、解雇、定期契約の不更新、臨時講師の不採用、研修生やボランティアの受け入れ中止、請負業者の職員の受け入れ中止と、上記の自主的な撤退も含まれます。

また、調査の結果、解雇処分、また解雇の前に自主退職した教員はNCTL (National College for Teaching and Leadership) に告発します。その際、教員除名処分が適切な場合もあります（その教員が、教師らしくない行動をとった、教師全体が不評を買う可能性がある行動をとった、関連した犯罪を犯したなどの理由で）。

重大な違反行為が理由で教員を解雇した場合と、解雇する前に自主退職した場合は、２００２年英国教育法に従い国務長官に告発する必要があるか検討します。国務長官が調査した結果、教員除名処分を下すかを判断する場合もあります。日本人教員の場合、文科省に告発するかを検討します。

1. **守秘義務**

教職員は深刻な内容に関して、生徒・大人に関係なく機密性の保障をしてはいけません。問題を適切に解決するために必要な最小限の人にのみ内容を知らせることを保障します。内容を知る必要がない人には、知らせてはいけません。申立てをしたことによっての報復や不要なストレスが起こらないように、申立てをした生徒・大人を保護する必要があります。

1. **保護者**

一般的に、自分の子供に関しての安全保護に関する懸念を保護者に報告するべきだと考えています。保護者とは正直で開放的な関係であることが重要だと考えています。しかし、児童保護に関する問題は、DSLと校長によって適切な対応方が決められます。場合によっては、調査に先入観を与える、生徒にさらなる危害が加わるなどの理由から保護者にすぐに報告しない方が正しい場合もあります。その場合、LADOからの指示に従います。

1. **意識の推進**

学園の教科課程と生徒指導は、生徒の精神的・道徳的・社会的・文化的発達を促進するように作成されています。すべての教職員は、生徒が他人と上手く接し、学園が生徒にとって安全で快適であるための重要な役割を果たしています。すべての教員・養護教員は、生徒の模範となり、年齢相応の健康・安全・福祉の認識を促進します。すべての教職員は、生徒が学園の生徒指導に関する方針と「いじめ防止の方針」に常に準拠することを要求する必要があります。

ホームルームでは、適切な行動とはどういうものか、どうしていじめや他人を尊重しない行為が間違っているかを議論する場を設けています。集会では、寛容と、相互尊重・理解を促進します。

学生に悩み事がある場合、学園のカウンセラー・養護教員を含める大人に相談できる事を理解する必要があります。学生に関する懸念がある場合は、コミュニケーションを内密に行い、生徒に誘導質問をしないことを理解する必要があります。

生徒へのサポートは以下が含まれます：

* すべての生徒が、プライベートにヘルプラインへ相談することができる。
* 相談事がある時はどうすればいいかが書かれた手引きは、すべての生徒にが渡される。これには、ヘルプラインやチャイルドラインなどその他外部機関の電話番号が記載されている。
* 保健室や寮には、どこで相談をすることができるか表示されている。
* 生徒会や、寮長に児童保護や年下・弱者へのサポートについての研修を行う。
* 定期的にインターネットの安全な使い方を生徒に説明し、学園のインターネット利用規約に従うことを理解させる。これには、インターネットの安全な使い方や、オンライン保護に関する教育が含まれます。サイバーによるいじめは、学園の「いじめ防止に向けた方針」を参照してください。
1. **責任のある地位**

子供と関わる仕事をするすべての大人と教育機関で働く大人は、その知識・地位、または権力により、その生徒に関する「責任のある地位」にあります。学生と教職員の間の関係は対等のものではありません。したがって、弱者である学生に対しての搾取や、危害が加わる可能性となります。教職員はこの不均等な関係が個人的利益や、自己満足のために利用しない責任があります。

教職員は可能な限り、他の人が誤って解釈するような行動を避け、そのように解釈される可能性がある時には報告と記録をします。ソーシャルメディアに関する方針を含むその他の関連方針は「校内規定集」を参照してください。

1. **教職員の行動模範**

一般的に、生徒は悩みを保護者に相談することを奨励します。また、学園のカウンセラーや養護教員に相談するのが適切な場合もあります。

教職員は、自らの行動が虐待の疑惑を招かないようにする必要があります。生徒に敬意を示し、可能な限り生徒と二人きりにならないようにします。音楽・スポーツの授業等で、生徒と二人きりにならざるを得ない場合は、他の人に声が聞こえる距離にいるのが理想です。可能な限り、生徒と教師との間に距離や障害を維持します。生徒との接触は極力避け、ケア・指導・抑制する時にのみ行います。生徒を自分の車に乗せて運転することは避けます。
以下の事項は、「教職員の行動模範と学生とのコミュニケーションに関する方針」に記載されています。

* 教職員の日々の行動模範
* ソーシャルメディアを含む学生とのコミュニケーションについて
* 学生との電子コミュニケーションについて
* 学生との接触について
* 抑制について

**その他の関連方針**

生徒の移送について　－「車使用についての方針」参照

生徒の行方が分からない時　－「生徒がいなくなった時の方針と手順」参照

機会均等政策について　－「機会均等政策について」」参照

いじめについて　－「いじめ防止に向けた方針」参照

内部告発について　－「内部告発の方針」参照

1. **要望等について**

学園の要望等に関する手続きは学園のウエブに記載されています。この児童保護の方針の実施に関する要望も、学園の要望等手続きに従って行われます。

1. **この方針の監視と評価について**

学園では、この児童保護の方針・手順を以下を通じて監視・評価しています。

* 理事の学園訪問
* 管理職による生徒と教職員との話し合い
* 生徒へのアンケート
* 定期的な出席率の監視
* リスクアセスメント範囲の定期的な分析
* その他の安全保護に関連する責任履行するために適切な資金があるかの定期的な分析
* 定期的な理事会の議事録の精密調査
* 管理職や理事によるいじめや、人種差別に関する事件記録の定期的な見直し
* 保護者の要望・アンケートの定期的な見直し
* 生徒がレクリエーションに使う部屋や、クラブ活動の定期的な見直し